区の魅力と活力向上推進事業実施要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、区の魅力と活力向上推進事業（以下「推進事業」という。）の実施に関する基本的事項について定めるものとする。

（推進事業の目的）

第２条　推進事業は、区役所が、市政車座談義や区長と住民との対話等（以下「住民対話等」という。）を踏まえ、住民との連携・協働の下、企画・立案力を十分発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進することを目的とする。

（実施方法等）

第３条　区長は、推進事業の実施に当たり、住民対話等を踏まえ、区のあるべき姿を実現するための施策の方向性を提示するものとする。

２　区長は、前項の方向性を踏まえ、長期的な展望のもと推進事業として区役所が支援する活動を選定するものとする。

３　区長は、前項で選定した活動に対し、次の各号に掲げる方法を活用して個別の事業（以下「個別事業」という。）を実施するものとする。

⑴　地域団体その他の団体（以下「地域団体等」という。）への補助金の交付

⑵　地域団体等への委託

⑶　地域団体等への物品の提供

⑷　その他区長が必要と認める方法

４　個別事業は、次の各号に掲げる視点に基づき実施するものとする。

⑴　施策の方向性に沿ったものであること

⑵　長期的な展望があり、また、その展望に沿ったものであること

⑶　経費の額が適正であること

⑷　行政が支援することで効果が上がるものであること

⑸　実施方法が適切かつ効果的であること

⑹　実施主体が個別事業の目的・内容等に照らして適切であること

５　区長は、個別事業の実施に当たり、必要に応じて他の区役所との連携強化を図り、効果的で活発な事業展開に努めるものとする。

６　個別事業は、区役所のいずれの組織においても実施できるものとする。

（まちづくり支援センター）

第４条　推進事業の目的を果たすため、各区にまちづくり支援センターを設置する。

２　まちづくり支援センターは、各区の市民部地域起こし推進課に置き、次の業務を行うものとする。

⑴　まちづくりに関する相談・助言

⑵　まちづくりに関する情報提供

⑶　まちづくりに関する人材育成
⑷　まちづくりに要する物品の貸出し
⑸　推進事業の実施に係る調整及び取りまとめ
⑹　個別事業の調整
⑺　その他区長が必要と認める業務

３　まちづくり支援センターの業務を担当する職員は、地域起こし推進課長が指名する。

４　区長は、まちづくり支援センターの業務を円滑に実施するため、区役所における必要な体制の整備等に努めるものとする。

（意見交換）

第５条　区長は、第３条第１項に規定する施策の方向性及び個別事業の実施内容（以下「施策の方向性等」という。）について、地域団体関係者、まちづくり活動団体関係者及び個別事業の対象地域の住民等と必要に応じて意見交換を行うものとする。

２　区長は、前項の意見交換を行うため必要があると認めるときは、区の魅力と活力向上推進座談会（以下「座談会」という。）を置くことができる。

３　座談会に関し必要な事項は、区長が定める。

（本庁の調整）

第６条　区長は、企画総務局長に対し、施策の方向性等について報告を行うものとする。

２　企画総務局長は、前項の報告内容が第３条第４項各号に掲げる視点に合致していること等を確認し、必要な調整を行うものとする。

（委任規定）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２　広島市魅力向上プロジェクト実施要綱及び広島市「住民に身近な地区別まちづくりビジョン」推進事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、旧要綱の規定に基づき実施していた事業のうち、市長が定めるものについては、施行日以後も旧要綱の適用を受けるものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。